在留邦人の方向け

# 安全の手引き

~安全に暮らすために~

令和7年2月 在モントリオール日本国総領事館

# 目次

I		はじめに	3
Π	ß	ち犯の手引き	3
	1	情報収集	3
	2	犯罪発生状況	4
	3	防犯対策	6
	4	犯罪被害に遭った場合	8
Ш		交通安全の手引き	9
	1	自動車保険への加入	9
	2	車両トラブル緊急対応サービスへの加入等	9
	3	冬期の冬用タイヤ装着	10
	4	事故対応	10
IV	3	その他当地において注意すべきこと	11
	1	適切な海外旅行保険への加入	11
	2	大麻(Cannabis)	11
	3	アルコール	11
	4	子の連れ去り	11
	5	禁制品の持ち込み、持ち出し	12
	6	滞在資格(変更含む)	12
V	在	E留邦人用緊急事態対処マニュアル	12
	1	普段の心構えと準備	12
	2	緊急時の行動	13
	3	緊急事態に備えてのチェックリスト	13
	4	自然災害	14
VI		おわりに	15
早山	沃		17

# I はじめに

当館の管轄するケベック(QC)州及びカナダ大西洋4州(ニューファンドランド・ラブラドール(NL)州、プリンスエドワードアイランド(PEI)州、ノバスコシア(NS)州、ニューブランズウィック(NB)州)は、カナダでも比較的治安の良い地域であるといわれていますが、2022年から2023年にかけて、PEI州がカナダの中で最も犯罪深刻度指数(CSI値)が増加した州となっています。

QC州最大の都市であり約2,000人の在留邦人が暮らすモントリオール島では、近年ストリートギャング犯罪組織間の抗争とみられる銃撃事件が増加傾向にありましたが、2023年は2022年と比較して銃を用いた犯罪は約16.7%減少しています。銃を使用した犯罪の減少に伴い同島内での殺人件数も減少していますが、それ以外の犯罪は上昇していることから、犯罪に巻き込まれないよう日頃から注意が必要です。

冬期は寒さが非常に厳しくなることから、冬期における生活や自動車の運転 には、日本とは違った注意や準備が必要となります。

当館では、皆様の安全に役立てるための情報として、「安全の手引き」を作成しました。本手引きを参考にしていただき、皆様が当地で安全に生活されることを願っております。

# Ⅱ 防犯の手引き

# 1 情報収集

# (1)「在留届」の提出

日本の法律により、3か月以上の長期滞在者には在留届の提出が義務づけられています(旅券法第16条)。オンラインでの届出が便利です。以下のウェブサイトから届出をお願いします。

# 在留届(登録/変更):https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

在留届を提出することにより、事件や災害に遭った時に安否確認、緊急連絡、救助活動の連絡を迅速に行えるだけでなく、安全情報等のお知らせが総領事館からメールで届きます。

#### (2)「たびレジ」登録

外務省では、在留届提出義務のない3か月未満の短期渡航者(出張者、旅行者等)に対し、現地での滞在予定等を登録することで、メールで安全情報を受

け取ることのできるサービス「たびレジ」を提供しています。以下のウェブサイトから登録が可能です。なお、当地で在留届を提出の皆様も、第三国に旅行の際は「たびレジ」に登録し、旅行先の安全情報の収集に努めてください。

たびレジ(登録/変更): https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

# 【一斉通報メール (領事メール)】

現地の重大事件・事故の情報や注意が必要なイベント・トラブルについての注意 喚起を、当館から「一斉通報メール(領事メール)」という形で、「在留届」及び 「たびレジ」登録者に配信しています。受け取るためには、上記1、2の手続きの 際に、受信を希望するメールアドレスを登録してください。

- (3) 外務省のサービスを使った情報収集
  - ア 海外安全ホームページ

海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/

<海外生活>

- 〇「海外安全 虎の巻」
- 〇「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」
- 〇「海外旅行のテロ・誘拐対策」等

# イ 海外安全アプリ

海外安全アプリ: <a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/c\_info/oshirase\_kaian\_app.html">https://www.anzen.mofa.go.jp/c\_info/oshirase\_kaian\_app.html</a>
同アプリにより、以下の情報が入手できます。

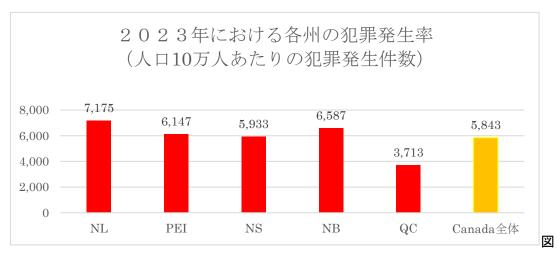
- 〇 GPS機能を利用しての、現在地及び周辺国・地域の海外安全情報
- 「MY旅行情報」機能による、プッシュ通信での安全情報の受信
- 各国・地域の緊急連絡先

# (4) 在モントリオール総領事館のホームページ、SNS

ホームページ: https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html フェイスブック: https://www.facebook.com/JapanConsMontreal/ X(旧ツイッター): @JaponMontreal https://twitter.com/japonmontreal?lang=ja

# 2 犯罪発生状況

(1) 当館管轄州における2023年の犯罪発生状況



1:出典:Police-reported crime statistics in Canada, (カナダ統計局資料)

図1は、当館管轄州の2023年の犯罪発生状況を、人口10万人あたりの 犯罪発生件数で示したものです。

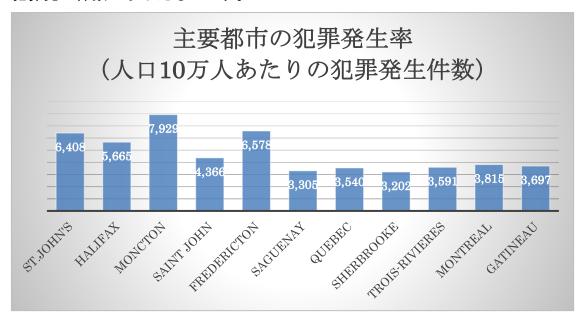


図2:出典: Police-reported crime statistics in Canada, (カナダ統計局資料)

図2は、大都市における犯罪発生状況を示しています。最近のカナダ全土の傾向としては、窃盗、強盗、住居侵入の犯罪が増加しており、窃盗に関しては、依然として自動車盗の割合が上昇してします。

一部の自治体警察では、犯罪発生マップをHPページ上に掲載しています。 自分の周りで発生している犯罪を知ることは、防犯のために有効です。

# 犯罪発生マップ

モントリオール: https://ville.montreal.qc.ca/vuesurlasecuritepublique/

#### ハリファックス:

https://www.arcgis.com/apps/webappviewer/index.html?id=cd5b990f2132430bb2bda1da366f175c

シャーロットタウン: https://charlottetownpolice.com/property-crime-map/

# (2) ヘイト犯罪

カナダ全体において警察が認知したヘイト犯罪(特定の人種・民族・宗教・性的指向に対する偏見や憎悪が原因で引き起こされる犯罪)は、2022年から2023年にかけて32%増加しています。これは、宗教や性的嗜好を標的としたヘイト犯罪が増加したことによるものです。

東アジア・東南アジア系を対象としたヘイト犯罪・ヘイト事案(犯罪にまではいたらない嫌がらせなど)は、2022年に比べて2023年は10%減少しています。最近では、2022年1月に、モントリオールの地下鉄で中国人と間違われた日本人女性が物を投げつけられ、軽傷を負う事件が発生しています。

万一、このようなヘイト犯罪・事案の被害に遭った際は、迷わず911番に通報してください。警察ではヘイト犯罪・事案の情報を収集しており、再犯や 過激化の防止を図っています。また、あわせて当館にも情報共有のため連絡を お願いいたします。

#### 3 防犯対策

(1) 空き巣(住居選択時のポイント及び防犯対策)

ア 住居を探す際には、警察のホームページ等で、地域の犯罪発生状況を確認 しましょう。

イ 集合住宅の場合、管理人の常駐している建物を選び、1階~2階は独立家屋と同じ警備対策が必要なことから、3階以上の上層階が防犯上望ましいといえます。火災等の有事の際の避難、消防救助活動の限界を考慮すると、超高層階は避けたほうが無難でしょう。

ウ 3階以上であっても、ベランダから侵入されたケースも報告されています。外出時には必ずベランダの窓の鍵を閉めるようにしましょう。

エ 長期不在時には、外部から不在を悟られないように新聞の配達の停止、タイマー式照明の設置等の対策が有効です。一戸建ての場合、冬の降雪時には、可能であれば隣人または友人に建物入り口の雪かきを依頼すると良いでしょう。また、雪かき代行業者の活用を検討されても良いかもしれません。

#### (2) スリ、置引き

- ア 人が集まるイベントなど雑踏においてスリが多く発生します。人混みでは 荷物を前に抱える等して注意しましょう。
- イ 複数人が協力してのスリ(一人が話しかけている間に、もう一人が鞄など から貴重品を抜き取るケース)も報告されているため、携行する荷物からも 注意をそらさないよう気をつけてください。
- ウ 飲食店や待合所などで席の確保のためにカバンを置いてその場を離れたり、トイレに行く際に鞄を置いたままにして席を離れたりすることはやめましょう。また、椅子の背もたれと背中の間に置いていたカバンや、背もたれにかけていたカバンが盗まれたりするケースも発生しているため、着席中も必ず目の届くところに置くようにしましょう。

#### (3) 車上ねらい

ア 車を離れるときは、短時間でもドアや窓を閉め施錠をしましょう。車上ねらいの大部分は無施錠の車両が被害に遭っています。

イ 管理人が常駐し、夜も照明で明るくかつ周囲からも見通しのよい駐車場を 選んでください。

ウ 車内の見える場所に貴重品やバッグを放置せず、携行が困難な場合は、トランクに収納して外部から見えないようにしましょう。

# (4) 詐欺

カナダでは、ありとあらゆる詐欺が横行しています。2022年は、なりすまし詐欺やフィッシング詐欺(SMSやメール、あるいはオンライン広告等により虚偽のホームページに誘導してクレジットカード番号、ユーザID、パスワード等の個人情報をだまし取る)が、全体の3割を占めています。そのほかにも、歳入庁、国境サービス庁等の政府機関や銀行をかたって電話で送金を行わせる、オンライン上で「あなたは犯罪を犯した」等の虚偽の事実を告げて行う恐喝、オンライン上で商品を購入する客になりすまし、「あなたが出品した商品の代金として本来10ドルのところ桁を間違えて100ドル振り込んでしまった。差額分をすぐに返金してほしい」等と購入代金以上の金額を支払ったように見せかけ差額分を返金させてだまし取る等の手口も発生しています。被害金額が最も高いのは投資詐欺で、2022年の被害総額は3億ドル以上となっています。

被害に遭わないためには、安易に電話やメールの指示に従うことなく、身に 覚えのないメール等については相手にせず、必要であれば送信元の政府機関や 銀行にその真偽を確認することが必要です。

カナダ政府の「Canadian Anti-Fraud Centre」のホームページ

(https://www.antifraudcentre-centreantifraude.ca/index-eng.htm) には、さまざまな詐欺の手口が紹介されており、どのような詐欺があるのかを知っておくことは詐欺被害に遭わないために有効な対策です。

# (5) 自動車盗難

近年、カナダでは自動車盗難が増加傾向にあり、モントリオールでも急増していました。2024年は、減少に転じていますが、今後も注意が必要です。旅行でモントリオールを訪れていた日本人も被害に遭っており、中でもSUVやピックアップトラックが狙われるケースが多いようです。外出先に長時間駐車、特に丸一晩駐車しておく場合には、自動車の防犯装置を過信することなく、屋内にある管理の行き届いた駐車場を選ぶのがよいでしょう。また、盗難対策としては、盗難防止バー(バーをハンドルに装着することでハンドルを動かせないようにし、犯行を手間取らせる)など、物理的対策が効果的とされています。

### 4 犯罪被害に遭った場合

# (1) 911通報

犯罪被害に遭ったときは、直ちに911番(カナダ全州共通)に通報し、警察に犯罪被害を報告してください。

なお、911番は日本の110番に相当しますが、消防、救急も共通の番号となっていることから、「犯罪被害に遭い、警察の助けが必要である」旨を説明してください。その際、自分の居場所(住所)を説明できるようにしておくと対応が早くなります。

#### (2)被害届の提出

パスポートやクレジットカードの再発行、あるいは各種保険の請求手続きには警察への被害届の提出が必要となります。最寄りの警察署で手続きを行い、必ず届出書(Police report)の写し(又は届出日時と受理番号の記載された「受領書」)を受け取ってください(紛失の場合も同様)。

# 参考:別添「主要都市の管轄警察一覧」

なお、最寄りの警察に届出を行うことで、紛失又は盗難に遭ったパスポート の情報は連邦のデータベースに登録・共有され、悪用を防ぐことができます。

# (3) 旅券の紛失・盗難

パスポートの紛失・盗難時には、当館にも届出ていただくことに加えて、日本に帰国するためには渡航書等が必要となりますので、まずは当館にご連絡く

ださい。対応が変わってきますので、まずは当館領事班までご連絡ください。

(4) クレジットカードの停止手続き

クレジットカードの盗難被害に遭った場合、直ちに使用停止の手続きを行って下さい。

なお、本手続きは本人以外行えません。

○ アメリカンエキスプレス (American Express)

TEL: 1-800-668-2639

https://www.americanexpress.com/ca/en/security/travelling-abroad/?page=CM

O VISAカード (VISA)

TEL: 1-800-847-2911

https://www.visa.ca/en\_CA/support/consumer/lost-stolen-card.html

○ マスターカード (Master Card)

TEL: 1-800-307-7309

https://www.mastercard.ca/en-ca/personal/get-support.html

O JCBカード

TEL: 011-800-00090009

https://www.jcb.co.jp/service/additional/travel/service/lost-and-stolen-abroad.html

# Ⅲ 交通安全の手引き

#### 1 自動車保険への加入

当館管轄州内では、基本的に高速道路は無料で利用でき、また都心部を除けば交通量はあまり多くありません。そのため、日本と同様制限速度が設けられているものの、高速道路では速度オーバーで走行している車両も多く見受けられ、また、日本に比べ車間距離を短くとる車両も多いことから、追突事故等の発生も多くなっています。さらに冬期には頻繁に降雪あるいは路面凍結が見られ、スリップ事故も多発しています。

そのため、万一の事故に備え、自動車運転の際には必ず適切な自動車保険に 加入して下さい。

#### 2 車両トラブル緊急対応サービスへの加入等

車両故障や鍵の閉じ込めに備え、緊急対応サービスCAA(Canada Automobile Association)(http://www.caa.ca)への加入もご検討下さい。

- O CAAケベック州: https://www.caaquebec.com/
- CAA大西洋4州: https://www.atlantic.caa.ca/

なお、厳冬期の急な車両故障は生命の危機に繋がるため、可能であれば車両内に緊急時用の毛布等を常備しておくとともに、上記サービスに加入していない場合は、911通報で警察若しくは消防に救援を求めて下さい。また、積雪による事故渋滞により高速道路上で立ち往生した車両で凍死者の出た事例もありますので、緊急時の車内暖房のため、ガソリン残量は常に一定量以上に保っておくようにしてください。

#### 3 冬期の冬用タイヤ装着

#### (1)ケベック州

ケベック州では、州道路交通安全法により、ケベック州に登録されている車については12月1日から翌年3月15日までの間(2019年から期間変更)、冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤ)の装着が義務づけられています。冬用タイヤを未装着の場合、200~300カナダドルの罰金が科せられますので、ご注意ください。

# (2) 大西洋4州

各州共に、法律では冬用タイヤの装着は義務づけられてはいませんが、冬期の雪道等を走行する際には十分注意し、安全運転に心がけてください。

(3) スパイクタイヤ (Studded winter tire、Pneus à clous) に関する規定 なお、冬用タイヤのうちスパイクタイヤ (Studded winter tire、Pneus à clous) については、車輌の登録地を問わず、走行時は各州の法律が適用されるため、時期やタイヤの仕様等により罰則の対象となる場合がありますのでご注意ください。

# 4 事故対応

ケベック州では明らかにけが人のいない、接触等の軽微な物損事故の場合、日本と異なり警察は事故に介入せず、当事者及び保険会社間のみでの対応が通例となっています。そのため、軽微な物損事故の際には、「自動車事故共同報告書(Constat amiable d'accident automobile)」に当事者間で必要事項を記入し、保険会社に連絡してださい。また、自動車事故共同報告書は、事故時に使用できるよう、自動車登録証(Certificat d'immatriculation)及び自動車保険証とともに、車内に常備しておくとよいでしょう。

人身事故の場合は、速やかに警察(911)に通報してください。

# Ⅳ その他当地において注意すべきこと

# 1 適切な海外旅行保険への加入

無保険状態で当地の医療機関で診療を受けた場合、公立病院での簡単な手術や短期の入院であっても、医療費は非常に高額となります。現地の医療保険に加入する場合も、手続には一定の時間がかかるので、適切な海外旅行保険へ加入しておくと安心です。またクレジットカード付帯の旅行保険を利用する場合は、事前に保険期間等の利用条件を確認しておきましょう。

# 【診療費の一例】

○ 緊急診察費:約1,000加ドル(約10万円)

○ 日帰り手術:約4,700加ドル(約47万円)

〇 入院(日額):約5,000 加ドル(約50 万円)

O I C U (日額):約16,700加ドル(約167万円)

# 2 大麻 (Cannabis)

2018年10月17日から施行された「カナダにおける大麻に関する法律」により、カナダのすべての州において、専門店での大麻の購入及び所定の場所での使用が合法化されました。しかし、日本の「大麻取締法」では、大麻の所持・譲渡(購入を含む)は違法とされており、海外においても同法に違反することは処罰の対象となることから、日本の法律を遵守し、興味本位で大麻に手を出すことのないようにしてください。

# 3 アルコール

ケベック州及びカナダ大西洋4州の大部分の地域において、公共の場(市街地歩道上、地下鉄、バス、電車車内、公園等)での飲酒は自治体の条例により禁止されており、過料(罰金)の対象となっていますのでご注意ください。

# 4 子の連れ去り

カナダの刑法では、親又は監護権を有する者が、もう一方の親又は監護権を 有する者の同意を得ないで14歳未満の子供を奪い連れ去る行為は、誘拐罪に 当たるとされています。離婚後も子供の親権を共同で保有する場合、他方の親 権者の同意を得ないで一方的に子供を日本に連れて帰れば、実の親であっても 罪に問われる可能性があります。

国際結婚により生まれたお子様を日本に連れて帰る際には、このような日本とは異なる事情に注意してください。

# 5 禁制品の持ち込み、持ち出し

持ち込み、持ち出し禁止(制限)品目や出入国時の外貨申告制度について は、以下をご参照ください。

カナダ国境サービス庁:

https://www.cbsa-asfc.gc.ca/travel-voyage/rpg-mrp-fra.html

# 6 滞在資格(変更含む)

下記のカナダ移民局にお問い合わせください。

カナダ移民局

https://www.canada.ca/fr/immigration-refugies-citoyennete.html (トップページ)
https://www.canada.ca/fr/immigration-refugies-citoyennete/organisation/contactez-ircc/centre-soutien-clientele.html (各問合せ先)

# Ⅴ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

#### 1 普段の心構えと準備

近年、北米では大規模な山火事やハリケーンなどの自然災害による被害が立て続けに発生しており、ノバスコシア州やケベック州においても、2023年に大規模な山火事被害がありました。テロに関しても、2017年1月のケベック市におけるモスク(イスラム教の礼拝施設)襲撃事件、2020年4月のノバスコシア州での銃乱射事件が発生しており、これらの緊急事態に備えた普段からの心構えと準備が重要です。

#### (1)連絡体制

緊急事態発生時には、携帯電話がつながりにくくなる状況が想定されますので、日頃から、家族内、会社内での緊急連絡方法を決めておくことが重要です。 非常時には、当館から安否確認や情報伝達を行っておりますので、まずは在留 届を必ずオンラインで登録していただくと共に、連絡先に変更があった場合 は、ご自身でオンライン上で修正いただくか、当館にお知らせください。

# (2)一時避難場所

緊急事態発生の際には、テレビやラジオ等で情報を収集し、居住地域の自治体からの情報には特に注意してください。ご自宅や事務所から避難する必要が生じた際の避難場所を、予めご家族や会社内で決めておくことをお勧めします。

# (3) 緊急事態における持出準備と非常用物資の準備

旅券や現金など必要最小限なものは、直ちに持ち出せるよう日頃からその所在を確認し、準備しておきましょう。また、自宅待機に備えて、非常用食糧、水、 医薬品、燃料など最低5日間分は自宅に備蓄されることをお勧めします。

# (4)自動車の整備と燃料

自動車をお持ちの方は、移動手段としてだけでなく、避難先としても活用できることから、いざという時に使えるよう、日頃から自動車の整備を行うと共に、燃料はできるだけ補充しておきましょう。特に冬場は、状況によっては生死に関わることなので、車の燃料が十分あるかは常に確認しておきましょう。

#### 2 緊急時の行動

### (1) 現状の把握

緊急事態発生の際は、総領事館は速やかに情報収集を行い、在留邦人の皆様や旅行者の方々に対して、「在留届」及び「たびレジ」に登録された連絡先宛てに緊急メールを発信します。居住地や滞在先の自治体からもより詳細でタイムリーな情報が発信されることから、ご自身でも、テレビ、ラジオ、インターネット等で、関連情報の収集に心がけてください。ただし、インターネットについては、フェイク情報も多く飛び交うおそれがあるため、政府機関や自治体、大手報道機関など信頼できるサイトを選び、偽情報に惑わされないようご注意ください。

自治体や地元の治安当局から避難指示があった場合は、それに従い速やかに 避難してください。また、暴動等の情報がある場合は、その発生エリアには近づ かないでください。

# (2) 「911」への通報と当館への連絡

ご自身やご家族、友人、知人などが緊急事態の当事者になった場合は、躊躇せず「911」(警察・消防・救急)に通報するとともに、総領事館にも併せてご連絡願います。

# 3 緊急事態に備えてのチェックリスト

- (1) パスポート
  - □ 6か月以上の残存有効期間があるか。
  - □ 最終ページの「所持人記載欄」は記載しているか。

#### (2) 現金等

# 4 自然災害

の連絡先

以下はカナダにおける主な自然災害です。日頃から気象情報に十分注意 し、防災用品や飲料水・食料を備蓄するなど、事前の安全対策に努めましょ う。

# (1) ハリケーン

大西洋沿岸地域においては、例年6月から11月頃まではハリケーン・シーズンとなっています。2022年には、ハリケーンフィオナによりNL州では死者1名、その他ケベック州と大西洋州全域で大規模な停電が発生しました。また、大雨による浸水や暴風による倒木などにより、大規模な通信障害や交通障害も発生しました。大西洋4州の海に面する地域においては広範

囲に注意が必要です。

# (2) 森林火災

地球温暖化と気候変動の影響により、夏期の高温による森林火災が世界中で発生しています。2023年夏にはNS州等において歴史的規模の森林火災が発生し、多くの世帯が避難生活を余儀なくされました。森林火災に関しては、大量に発生した煙による健康被害も懸念されることから、行政機関などが発信する警戒情報を定期的にチェックし、発生地から離れた場所においても、二次的被害の防止に努めましょう。

#### (3) フリージング・レイン

2023年4月に、ケベック州南西部を中心にフリージング・レイン(着 氷性の雨※過冷却状態の水が雨粒として落下、樹木、地面、電線など0度以 下に冷却された物体に触れた衝撃で凍結する)により、樹木や電線、電柱に 多量の氷が付着し、その重さで倒木や電線の切断、路面凍結を引き起こしま した。これにより、大規模な停電や交通障害が発生し、特に停電について は、3日以上続く地域もあったことから、ケベック州に限らず、停電が懸念 される地域については、寒さ対策への備えも必要です。なお、1998年1 月に北米大陸東部の広範囲で発生した同様の天災では、10万人もの人が避 難生活を余儀なくされたとのことです。

# Ⅵ おわりに

海外で安全に生活するためには、

- 〇 日頃から情報収集と安全対策を行う
- 〇 「自分の身は自分で守る」という認識を持つ

# ことが大切です。

在モントリオール日本国総領事館は、当地における皆様の安全確保を最も重要な任務の一つとしています。平時、緊急時にかかわらず、安全対策に関して 疑問のある場合は、当館までご連絡ください。

また、当館では在留邦人の皆様の安全確保に向けた体制づくりを進めており、皆様のご助力をお願いする場合があります。また、本手引きの内容をより良いものにするため、犯罪被害(既遂、未遂にかかわらず)、事故等に関する情報を当館にも共有いただければ幸いです。

# 【在モントリオール日本国総領事館】

電話:+1(514)866-3429

メールアドレス: consul@mt. mofa. go. jp

ホームページ: <a href="https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html">https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html</a>

フェイスブック: https://www.facebook.com/JapanConsMontreal/

ツイッター:@JaponMontreal <a href="https://twitter.com/japonmontreal?lang=ja">https://twitter.com/japonmontreal?lang=ja</a>

別添

# 主要都市の管轄警察一覧

#### ·QC州

モントリオール市 SVPM https://spvm.qc.ca/

ケヘ゛ック市 SVPQ https://www.ville.quebec.qc.ca/citoyens/police/index.aspx ガティノー市 SVPG

http://www.gatineau.ca/portail/default.aspx?p=guichet\_municipal/police

※ 市警察の配置されていない市は、ケベック州警察(SQ)が管轄。

SQ: https://www.sq.gouv.qc.ca/

#### NL州

セント・ジョンス、市 ニューファント、ラント、王立警官隊 https://www.rnc.gov.nl.ca/

#### · PEI州

シャーロットタウン市 シャーロットタウン市警察 http://www.charlottetownpolice.com/

# NB州

フレデ リクトン市 フレデ リクトン市警察 http://www.fredericton.ca/fr/force-policiere-de-fredericton

モンクトン市 連邦警察Codiac 支部 http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr/d/414 サックウェル市 連邦警察Sackville 支部 http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr/d/424 セント・ション市 セント・ション市警察

 $http://\textit{www}. \ saint john. \ ca/fr/Accueil/hotel deville/services deprotection/police/default. \ aspxing the property of t$ 

#### NS州

ハリファックス地域自治体 ハリファックス地域自治体警察 <a href="https://www.halifax.ca/fire-police/police">https://www.halifax.ca/fire-police/police</a>

※ ケベック州以外の当館管轄大西洋4州においては、市警察の配置されていない地域は連邦警察(RCMP/GRC)の管轄となります。お住まいの地域に市警察が配置されていない場合は、以下の連邦警察のホームページから管轄警察をご確認下さい。

連邦警察: http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr